

福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事業 実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、関係機関・団体等との協働により、認知症の人等の見守りや安否確認のネットワークを構築し、認知症等によりひとり歩きするなど行方不明になった場合に、ネットワークを通じて、早期発見、身体・生命の安全確保を行うなど、認知症の人等やその家族が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続できるよう取り組むものとする。

(ネットワーク)

第2条 このネットワークは、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク（以下「SOSネット」という。）と呼び、別表1で掲げる関係機関・団体で構成するものとする。

2 SOSネットには、事業を円滑に推進するため福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク関係機関・団体連絡会（以下「SOSネット連絡会」という。）を設けるものとする。

3 SOSネットの事務局は、福山市社会福祉協議会福祉のまちづくり課に置く。

(事業内容)

第3条 この事業は、次に掲げる事項に取り組むものとする。

- (1) SOSネットの市民への普及・啓発と関係機関・団体への周知
- (2) 認知症等により行方不明になるおそれのある人等（以下「認知症の人等」という。）の把握と事前登録制度の活用促進
- (3) 福山市社会福祉協議会LINE登録者（協力者・協力団体）の拡大
- (4) 認知症等により行方不明者が生じた場合のSOSネットの稼働
- (5) その他前項の目的の達成のために必要なこと

(SOSネットの利用)

第4条 SOSネットを利用しようとする者は、管轄の警察署に行方不明者探し依頼書兼情報提供同意書（様式第2号）を提出した後、同様式を事務局へ提出するものとする。

2 事務局は、前項の依頼書に基づき、速やかにSOSネットを稼働させ、関係機関・団体等に対して捜索等に必要とされる情報の提供を行うものとする。

3 事務局は、行方不明者が発見される等SOSネットの稼働の必要性がなくなった場合は、情報提供を行った関係機関・団体等に対して終結報告を行うものとする。

(事前登録制度)

第5条 認知症等により行方不明となることが危惧される場合は、SOSネットの事前登録制度を活用できるものとし、それを希望する者は、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事前登録書（様式第3号）を事務局に提出するものとする。

2 前項の事前登録書の提出を受けた事務局は、提出のあった情報を速やかに登録するとともに、提出者に対して行方不明の捜索の際に発見の一助となる別表2に掲げるシールを配布するものとする。また、シールの配布を受けた者は、行方不明となることが危惧される者が外出の際等においてシールを着用するように努めるものとする。

3 第1項により事前登録書を提出した者で、登録内容に変更が生じた場合は、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事前登録書（様式第3号）により変更内容を届け出るものとする。また、死亡等により事前登録を廃止しようとする者は、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事前登録廃止届出書（様式第4号）を事務局へ速やかに提出するものとする。

4 事前登録申請書は、届出のあった日の属する年度を含め3ヵ年度保管するものとし、その後も引き続き登録を希望する場合は、改めて事務局に対し申請を行うものとする。

5 事前登録をする者は、福山市認知症高齢者等個人賠償責任保険に加入できるものとする。福山市認知症高齢者等個人賠償責任保険加入にあたり保険料の負担は対象者ならびに申請者には発生しないものとする。

(協力者・協力団体の役割)

第6条 この事業に協力しようとする場合、個人においては、福山市社会福祉協議会LINEへ登録するものとし、団体においては、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク協力団体登録書(様式第1号)を事務局へ提出するとともに、団体を構成する個々が福山市社会福祉協議会LINEへ登録するものとする。

2 協力者・協力団体は、事務局からの情報提供に基づき可能な限り行方不明者の捜索等に協力するとともに、常日頃、地域において見守り活動に参加するなどの支援を行うものとする。

(地域包括支援センターの役割)

第7条 地域包括支援センターは、地域において関係機関・団体等とのネットワークを構築し、見守りや認知症の人等の把握に努め、SOSネットのPRやSOSネットが稼働した際には、事務局からの情報提供に基づき捜索等に協力するものとする。

(連合民生・児童委員協議会、福祉を高める会の役割)

第8条 民生委員・児童委員や福祉を高める会の会員は、地域において地域包括支援センターやSOSネット連絡会との緊密な連携を図る中で、認知症の人等の把握に努め、事前登録制度のPRやSOSネットが稼働した際には、事務局からの情報提供に基づき捜索等に協力するものとする。

(情報の共有)

第9条 事務局は、第5条第1項の届け出があった時は、その都度、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事前登録書(様式第3号)の写しにより市内警察署と情報の共有を図るものとする。

2 警察署は、福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク事前登録書(様式第3号)を行方不明時の捜索に利用するほか、身元不明者を保護した時の身元確認にのみ利用するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第10条 個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び社会福祉協議会個人情報保護規程(2015年(平成27年)12月21日規定第8号)の規定によるものとし、プライバシー保護の観点から慎重に取り扱うものとする。

(附則)

この要綱は、2016年(平成28年)8月29日から施行する。

2019年(平成31年)4月8日一部改正。

2020年(令和2年)10月1日一部改正。

2020年(令和2年)12月1日一部改正。

2022年(令和4年)4月1日一部改正。

2023年(令和5年)4月1日一部改正。

別表 1

福山市認知症ひとり歩きSOSネットワーク 構成関係機関・団体	
1	福山地区認知症の人と家族の会
2	福山市福祉を高める会連合会
3	福山市連合民生・児童委員協議会
4	株式会社 エフエムふくやま
5	福山市地域包括支援センター三吉
6	福山市地域包括支援センター三吉町南
7	福山市地域包括支援センター野上
8	福山市地域包括支援センター赤坂
9	福山市地域包括支援センター南蔵王
10	福山市地域包括支援センター坪生
11	福山市地域包括支援センター水呑
12	福山市西南部地域包括支援センター
13	福山市北部地域包括支援センター
14	福山市北部東地域包括支援サブセンター加茂
15	広島県認知症疾患医療センター
16	福山東警察署生活安全課
17	福山西警察署生活安全課
18	福山北警察署生活安全課
19	福山市高齢者支援課
20	福山市社会福祉協議会

別表 2

グッズ交付基準

下記 1 ならびに 2 を 1 セットとし、5 セットを交付する。

- 1 連絡先の電話番号を表記したシール
靴内側貼り付け用。2 枚 1 組。
サイズ 縦 2 cm×横 1 0 cm
印刷：下地 白色，文字 黒色

福 連絡の際にはシール番号もお伝えください。→ No
山 ■東警察署 084-927-0110 ■西警察署 084-933-0110
市 ■北警察署 084-962-0110
発行：福山市社会福祉協議会

- 2 目印としてのシール
靴外側貼付用。2 枚 1 組。
サイズ 縦 1.5 cm×横 1.5 cm
印刷：下地 白色，文字 黒色，イラスト カラー



【SOS ネット 事前登録窓口】2023年4月1日から

- ① 福山市社会福祉協議会（福祉のまちづくり課）
福山市三吉町南二丁目 11 番 22 号 福山すこやかセンター内
TEL：084-928-1333 FAX：084-928-1331
- ② 新市事務所
福山市新市町大字新市 1061 番地 1（新市支所内）
TEL：0847-52-5115 FAX：0847-40-3143
- ③ 北部分所（毎週火曜日・金曜日 午前9時から12時まで）
福山市駅家町大字倉光 37 番地 1（北部市民センター内）
TEL：084-976-7050 FAX：084-976-7051
- ④ 神辺事務所
福山市神辺町大字川北 1151 番地 1（かんなべ市民交流センター内）
TEL：084-963-3366 FAX：084-960-0086
- ⑤ 松永事務所
福山市松永町三丁目 1 番 29 号（西部市民センター内）
TEL：084-930-4110 FAX：084-930-4192
- ⑥ 沼隈内海分所（毎週月曜日・木曜日 午前9時から12時まで）
福山市沼隈町大字草深 1889 番地 6（沼隈支所内）
TEL：084-980-7722 FAX：084-980-7723
- ⑦ 東部事務所
福山市伊勢丘六丁目 6 番 1 号（東部市民センター内）
TEL：084-948-0766 FAX：084-948-0769